(瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定第2条第4項関係)

環境保全に関する基準書(平成17年11月16日作成)

1 水質汚濁防止法第3条第1項に関する測定項目等

	小貝万闽防止法第3余弟「垻に鬨98測疋垻日寺						
測	定項目	法令に基づく	管理目標値	自主測定頻度			
		規制基準					
水質汚濁	水素イオン濃度	5.8~8.6	6.5~8.5				
(排出水)	浮遊物質量	90(日間平均70) mg/ 以下	25 mg/ 以下	月1回			
	カドミウム	0.1 mg/ 以下	0.01 mg/ 以下				
	全 シ ア ン	1 mg/ 以下	検出されないこと				
	有機 燐化合物	1 mg/ 以下	検出されないこと				
	鉛	0.1 mg/ 以下	0.01 mg/ 以下				
	六価クロム	0.5 mg/ 以下	0.05 mg/ 以下				
	砒素	0.1 mg/ 以下	0.01 mg/ 以下				
	総 水 銀	0.005 mg/ 以下	0.0005 mg/ 以下				
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと				
	P C B	0.003 mg/ 以下	検出されないこと				
	トリクロロエチレン	0.3 mg/ 以下	0.03 mg/ 以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ 以下	0.01 mg/ 以下				
	四 塩 化 炭 素	0.02mg/ 以下	0.002mg/ 以下				
	ジクロロメタン	0.2 mg/ 以下	0.02 mg/ 以下				
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ 以下	0.004mg/ 以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg / 以下	1 mg / 以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ 以下	0.006mg/ 以下				
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ 以下	0.02 mg/ 以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ 以下	0.04 mg/ 以下				
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ 以下	0.002mg/ 以下				
	チ ウ ラ ム	0.06mg/ 以下	0.006mg/ 以下				
	シマジン	0.03mg/ 以下	0.003mg/ 以下				
	チオベンカルブ	0.2 mg/ 以下	0.02 mg/ 以下				
	ベンゼン	0.1 mg/ 以下	0.01 mg/ 以下				
	セレン	0.1 mg/ 以下	0.01 mg/ 以下				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/ 以下				
	ふっ 素	8 mg/ 以下	0.8 mg/ 以下				
	ほ う 素	10 mg/ 以下	1 mg / 以下				
	アンモニア、アンモニウム化合物、	1 ℓにつきアンモニア性					
		窒素に0.4を乗じた					
	酸化合物	もの、亜硝酸性窒素					
		及び硝酸性窒素の合					
		計量100mg					

2 環境基本法第16条に関する測定項目等

測 定 項	I	管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁	水素イオン濃度	6.5~8.5	
(放流先河川水)	浮遊物質量	25mg/ 以下	月1回
	カドミウム	0.01 mg/ 以下	
	全 シ ア ン 鉛	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg/ 以下	
	六価クロム	0.05 mg/ 以下	
	砒素	0.01 mg/ 以下	
	総 水 銀	0.0005 mg/ 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.03 mg/ 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ 以下	
	四 塩 化 炭 素	0.002mg/ 以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg/ 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ 以下	
	チウラム	0.006mg/ 以下	
	シマジン	0.003mg/ 以下	
	チオベンカルブ	0.02 mg/ 以下	
	ベンゼン	0.01 mg/ 以下	
	セレン	0.01 mg/ 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ 以下	
	ふっ素	0.8 mg/ 以下	
	ほ う 素	1 mg/ 以下	

3 . その他の測定項目

3 . その他の測定項目		<u> </u>	T
測 定 項	· · ·	参 考 値	自主測定頻度
1.水質汚濁	カドミウム	0.01 mg/ 以下	<u> </u>
(湧水)	全 シ ア ン	検出されないこと	月1回
	鉛	0.01 mg/ 以下	
	六個クロム	0.05 mg/ 以下	
	<u>砒</u> 素	0.01 mg/ 以下]
	総水銀	0.0005 mg/ 以下	<u> </u>
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	<u> </u>
	トリクロロエチレン	0.03 mg/ 以下	<u> </u>
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ 以下	<u> </u>
	四塩化炭素	0.002mg/ 以下	<u> </u>
	ジクロロメタン	0.02 mg/ 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/以下	<u> </u>
	1,1,1- -	1 mg / 以下	
	1,1,2- トリクロロエタン	0.006mg/以下	-
	1,1-9,7001117	0.02 mg / 以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/以下	<u> </u>
	チウラム	0.006mg/以下	1
	シマジン	0.003mg/以下	1
	チオベンカルブ	0.02 mg/ 以下	1
	ベンゼン	0.01 mg/ 以下	-
	セレン	0.01 mg / 以下	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / 以下	
	ふっ素	0.8 mg/ 以下	<u> </u>
	ほう素	1 mg/ 以下	<u> </u>
	水素イオン濃度		神中状状の神智
2 上核注法.	塩化物イオン	0.04 == / N.T.	濃度推移の確認
2 . 土壌汚染	カドミウム	0.01 mg/ 以下] 月1回
(掘削土の溶出量)	全シアン	検出されないこと	
	<u>有</u> 機 <u>燐</u> 鉛	検出されないこと	<u> </u>
		0.01 mg/以下	1
		0.05 mg/ 以下 0.01 mg/ 以下]
	砒 素 総 水	0.0005 mg / 以下	}
	アルキル水銀	検出されないこと	-
	P C B	<u>検出されないこと</u>	
	<u> </u>	1x日とれないとと 0.03 mg/ 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下	1
	四塩化炭素	0.002mg / 以下	1
	ジクロロメタン	0.02 mg / 以下	†
	1,2-9,700187	0.004mg/ 以下	1
	1,1,1-FU/DDIA	1 mg / 以下	1
	1,1,2- - - - - - - - - - -	0.006mg/ 以下	1
	1,1-9,00011777	0.02 mg/ 以下	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ 以下	1
	1,3-½° 7007° 0^° 7	0.002mg/ 以下	1
	チウラム	0.006mg/ 以下	1
1		3> 1	_

シ	マジ	ン	0.003mg/ 以下
チオ	ベンカル	<i>,</i> ブ	0.02 mg/ 以下
ベ	ンゼ	ン	0.01 mg/ 以下
セ	レ	ン	0.01 mg/ 以下
ıSı	っ	素	0.8 mg/ 以下
ほ	う	素	1 mg/ 以下

参考値の取り扱い

- 1. 湧水の測定結果については,参考値と比較し,排水処理プラントの運転に反映する。
- 2.掘削土の溶出量の測定結果については、参考値と比較し、原則として「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」((独)土木研究所編 平成16年5月)に基づき対応する。